

基 発 0 1 2 9 第 9 0 号
国 不 建 第 1 6 5 号
令 和 8 年 1 月 2 9 日

主要民間団体の長 殿

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長
國 土 交 通 省 不 動 產・建 設 經 濟 局 長
(公 印 省 略)

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においても、令和6年4月から時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。概要は参考1のとおり。）が適用されましたが、これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく短縮したものの、全産業に比べるとなお長くなっています。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした課題に対応し、持続可能な建設業を実現して、そのために必要な担い手を確保することを目的とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下、「改正法」という。）が、令和7年12月12日から完全施行されました。（参考2）

厚生労働省と国土交通省では、引き続き、特設サイト「はたらきかたススメ」（<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>）や「建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」（<https://kensetsu-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>）等を通じて、改正法の内容も含め、適正な工期設定や建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組について周知を図つてまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各構成員に対しても、上記特設サイト及びポータルサイトを周知いただくとともに、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

記

1 建設労働者の長時間労働の改善に向けた適正な工期設定について

建設労働者の長時間労働改善に向けて、改正法の全面施行により、注文者に対して、工期等について見積りを尊重する努力義務が課せられました。見積りの確認にあたっては、令和6年3月27日に改定された「工期に関する基準」（参考3）を踏まえ、受注者からの見積りに基づきながら、週休2日を確保し、受注者及びその下請負人が上限規制を遵守できる工期が設定されるよう御協力をお願いいたします。

上限規制を遵守した適正な工期の設定という観点においては、猛暑日、降雨日・降雪日、河川の出水期や寒冷・多雪地域における冬季休止期間など自然的要因における不稼働によって、作業が特定の期間に集中する可能性があることや、技能者や重機のオペレーターの現場への移動時間も労働時間に該当しうることにも御配慮ください。

また、「工期に関する基準」においては、発注者の果たすべき責務として、民間工事に關し、工事の内容によっては、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められているほか、設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合や、発注者が行うべき関係者との調整等により着手時期に影響を受けた場合、天災等の不可抗力の影響を受けた場合、資材・労務の需給環境の変化その他の事由により作業不能日数が想定外に増加した場合など、予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、受発注者双方の協議のうえで、必要に応じて、適切に工期延長を含めた変更契約を締結することが求められております。なお、令和6年12月の改正法の施行により、資材価格の高騰や労務の供給不足等があった際の工期等の変更に係る条項が契約の法定記載とされ、受注者と注文者間における工期変更に関する協議を円滑化させるための新ルールが設けられております。工期等の変更に係る条項の具体的な中身については、令和7年12月2日の建設工事標準請負契約約款等の改正により新たに規定された内容をご確認ください。

以上を踏まえて、受注者から契約締結前又は変更契約が必要となる際に、上限規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが受注者から提出された場合には、その内容を確認し、尊重していただきますようお願いします。

2 建設労働者の待遇改善について

令和7年10月1日から順次、地域別最低賃金が改定され、全国加重平均で6.3%引き上げられたところですが（参考4）、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の待遇改善に向けた更なる賃上げが必要です。

そのためにも、今般、改正法の施行により中央建設審議会が作成・勧告する「労務費に関する基準」（参考5）等に基づき、請負契約において賃金の原資となる労務費を適正に確保いただくようお願いいたします。また、改正法の全面施行により、受注者から提出された見積書に対して、労務費等が著しく低くなるような見積りの変更依頼をするこ

とも禁じられていることから、こちらについても遵守をお願いします。

加えて、引き続き受発注者間で価格転嫁を進めていくことが必要です。受発注者間での価格転嫁が進むことで、建設事業者間（元請下請間）での価格転嫁につながり、それが建設労働者の賃上げの原資となります。価格転嫁については、1のとおり、令和6年12月の改正法の施行により、資材価格の高騰等があった際の請負代金等の変更に係る条項が契約の法定記載とされ、受注者と注文者間における価格転嫁に関する協議の円滑化に向けた新ルールが設けられ、令和7年12月2日には建設工事標準請負契約約款等が改正され、契約変更請求ができるケースが拡充されるなど新たに規定が追加されたところです。

つきましては、契約締結に際しては受注者からの見積書に基づきながら、適正な請負代金となるよう「労務費に関する基準」を踏まえた労務費の確保やその行き渡りに加え、市場での取引価格を反映させた原材料費、エネルギーコスト等の設定に御協力をお願いいたします。併せて、資材費等の変動があった場合の請負代金の変更に係る条項を適切に設定いただくとともに、それに基づいて受注者から請負金額の変更の協議の申出があった場合には、誠実に御対応いただきますようお願いいたします。

3 建設労働者の労働災害防止について

（1）労働安全衛生法の改正等

建設業における労働災害は減少傾向にありますが、労働災害による死亡者数は、いまだに建設業が最も多い状況にあり（令和6年の労働災害による死亡者数は全産業746名中、建設業で232名）、引き続き労働災害防止の徹底が求められています。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第3条第3項の規定では、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等（請負金の費目等を含む）について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

また、令和7年5月の労働安全衛生法の改正により、労働者と同じ場所で働く一人親方を含む個人事業者等についても、労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体と位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置が定められ、令和7年5月14日（公布日）から段階的に施行されています。（参考6）

これにより、「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」が仕事を注文する際、①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等を指定する場合には、当該指定が「安全で衛生的な作業の遂行」に影響を及ぼすことがあることから、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要であること、また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、当該費用のうち、当該教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要であることとされております。

なお、注文内容の変更に伴って、教育・研修や機械等の検査等が新たに必要となるような場合については、これに要する費用については、注文者が負担することが適当であるため、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要であることとされております。

さらに、「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件」には、無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等が含まれるものであることとされております。

(2) 熱中症の重篤化防止

職場における熱中症による死亡者数についても、建設業が最も多い状況にあります（令和6年の職場における熱中症による死亡者数は全産業31名中、建設業で10名）。令和7年6月には改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の重篤化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、事業者に対し、熱中症のおそれがある作業者の早期発見のための体制整備や熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順の作成、これらの体制及び手順の関係作業者への周知を行うことが義務付けられました。（参考7）

このように、熱中症の重篤化防止のための取組をお願いいたします。

(3) 工期に関する基準等

「工期に関する基準」において、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保が必要であるとされています。

そのため、契約締結に際しては受注者からの見積書に基づきながら、請負代金に安全衛生経費として必要な金額が設定されるよう、また、工期に労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や猛暑日等の自然要因における不稼働を考慮した期間の確保がなされるよう、御協力をお願いいたします。なお、猛暑に対処するための支援として、国土交通省において、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援するメニューとして「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」（参考8）をとりまとめています。本資料も参考に、猛暑環境下における安全及び健康の確保に必要な期間や経費の必要性についてより一層の御理解をお願いいたします。また、安全衛生経費については、令和5年8月に各専門工事業団体に対し「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。これに加えて改正法により、安全衛生経費が建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づく見積書における内容明示の対象とされたところ、2に示す「労務費に関する基準」における安全衛生経費に係る考え方も踏まえつつ、元請から下請事業者まで安全衛生経費が適切に確保されるようご協力をお願いいたします（参考9）。

(参考1) 建設業における時間外労働の上限規制について

建設業で働く方の時間外労働の上限規制

R 6年3月31日まで

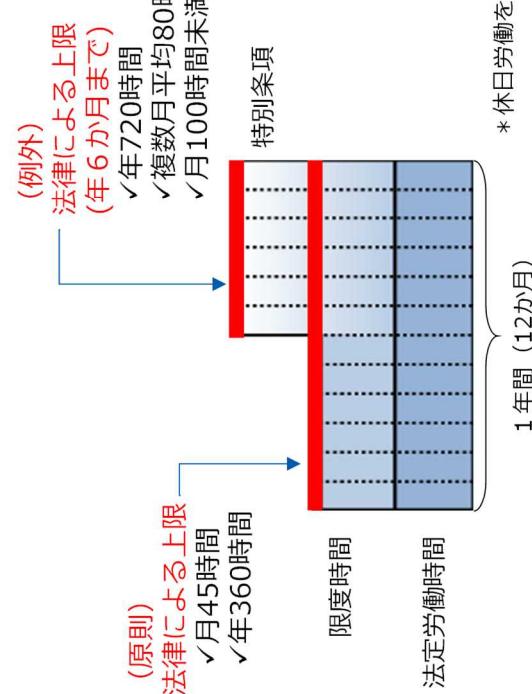
上限なし

※大臣告示（限度基準告示）の適用なし

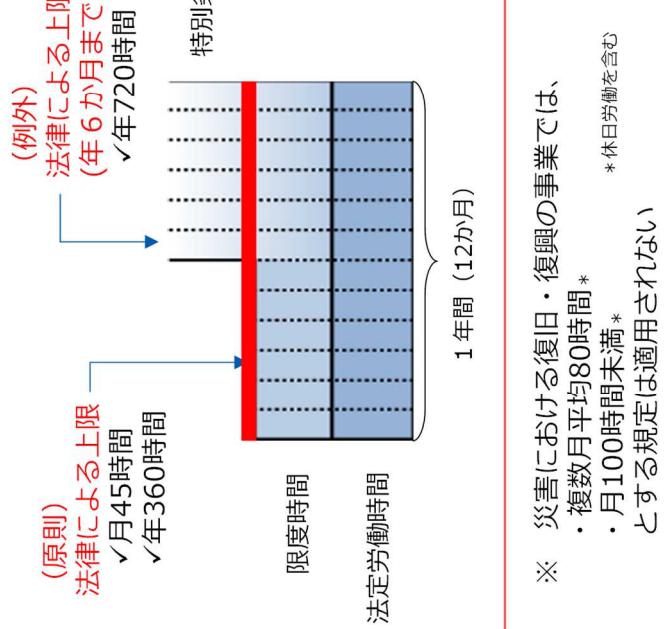


R 6年4月1日以降

○建設事業（一般の業種と同じ規制を適用）



○災害における復旧及び復興の事業（労基法第139条第1項）



詳細は、「建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」（<https://kensetsu-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>）もご参考ください。

労働基準法第33条第1項について

- 労基法第33条第1項（災害など臨時の必要がある場合の時間外労働等）と労基法第36条（36協定による時間外労働等）は、それぞれ独立した労基法第32条（労働時間）及び第35条（休日）の免罰規定であり、労基法第33条第1項に基づき労働基準監督署長に許可申請等を行った場合は、**36協定で定める限度と別に時間外・休日労働を行わせることが可能となる。**

労働基準法第33条第1項

災害その他避けきることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、**行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる**。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合は、事後に遅滞なく届け出なければならない。

労働基準法第33条第1項の許可基準の概要

- 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めない。

- 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認める。など

※ 除雪作業や、防疫作業を行う場合にも、労基法第33条第1項を適用することができます。

労働基準法第33条第1項と第139条第1項の違いについて

労基法第33条第1項		労基法第139条第1項
対象	災害その他避けきることのできない事由によって、臨時の必要がある場合	災害における復旧及び復興の事業
手続	事前の許可又は事後の届出	36協定を届出
効果	36協定で定める限度と別に 時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める範囲内で 時間外・休日労働を行わせることができる
		<p>【適用なし】</p> <p>・単月100時間未満 ・複数月平均80時間以内</p> <p>【適用あり】</p> <p>・年720時間の上限 ・月45時間超は6か月の限度</p>

労働基準法第33条第1項と第139条第1項の関係図（イメージ図）

- 労基法第139条第1項は災害の復旧・復興に関する工事については事業の段階を問わず適用可能。
- 一方、労基法33条第1項は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると認められる場合に適用できるものであり、災害からの緊急的な機能回復を図るための復旧工事などに限られる。

労基法第139条第1項の対象

（災害における復旧および復興の事業）

災害復旧事業

災害復旧事業のうち、 労基法第33条第1項の対象

（例）都道府県等との災害協定・
防災協定や契約等に基づく

除雪作業
など
家畜伝染病に
係る防護措置

（例）復興事業段階の工事

※労基法第33条第1項の対象とはならない

（例）緊急的な機能回復がある程度完了した段階で発注される被災した施設を原形に復旧する工事など

※労基法第33条第1項の対象とはならない

(参考2)「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第49号)

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

- 建設業(は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 43.2万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年
全産業 50.8万円/年 (+3.1%) 1,956時間/年
※賃金は「厚生労働省の直近5年間の賃金動向調査」(令和5年)
出典: 厚生労働省「厚生労働省の直近5年間の賃金動向調査」(令和5年)
建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
- 契約後のルール
・資材高騰した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

- 3. 動き方改革と生産性向上
- 長時間労働の抑制
・工期タクシング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通話の活用)
- ・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間にデータ共有)
→特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化※多くの下請業者を使用する建設業者
- ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

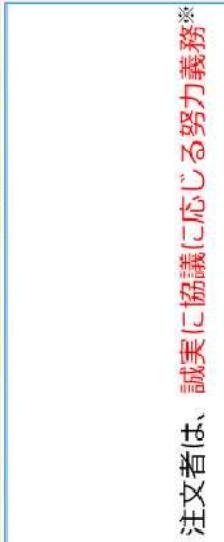
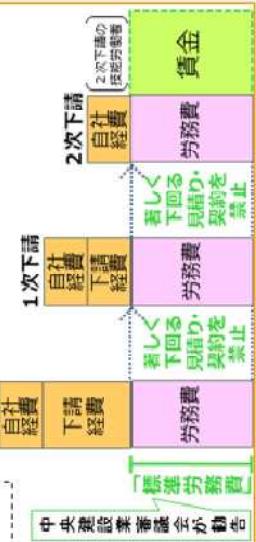
処遇改善 賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止 資材高騰分の転嫁
働き方改革 勤務時間の適正化
生産性向上 現場管理の効率化

担い手の確保

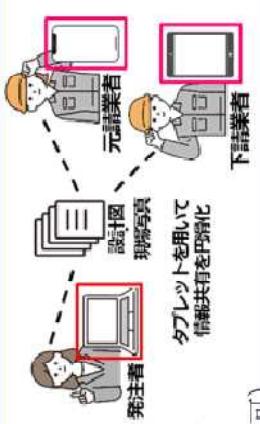
持続可能な建設業へ

黄色部分: 令和7年12月12日施行

それ以外: 昨年施行済



建設業者
現場写真
タブレットを用いて
情報共有を円滑化



建設業者
タブレットを用いて
情報共有を円滑化

(参考3)「工期に関する基準」について

工期に関する基準（令和2年7月 中央建設業審議会 作成・勧告）概要



本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1)背景
- (2)建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - (ii) 一品受注生産
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3)建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
 - (ii) 公共工事における考え方
 - (iii) 下請契約
- (4)本基準の趣旨
- (5)適用範囲
- (6)工期設定における受注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1)自然要因： 降雨日・降雪日・猛暑日、河川の出水期における作業制限 等
- (2)休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3)イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4)制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スケールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5)契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6)関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7)行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8)労働・安全衛生： 安全確保のための十分な工期の設定 等
当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受注者間で協議・合意
- (9)工期変更： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等
- (10)その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1)準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2)施工
 - (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 車体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3)後片付け
 - (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1)住宅・不動産分野
- (2)鉄道分野
- (3)電力分野
- (4)ガス分野

第6章 その他

- (1)著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2)建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
- (3)基準の見直し
受注者間及び元下間ににおいて、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

- 働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、
施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるもの
を優良事例として整理
- ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理



工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」（は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

（1）背景

（2）建設工事の特徴

（3）建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

（4）本基準の趣旨

（5）適用範囲

（6）工期設定における受注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

（1）自然要因

（6）関係者との調整

（2）休日・法定外労働時間

（7）行政への申請

（3）イベント

（8）労働・安全衛生

（4）制約条件

（9）工期変更

（10）その他

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受注者間のパートナーシップ構築が日々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

第3章 工程別に考慮すべき事項

（1）準備

（2）施工

（3）後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

（1）住宅・不動産（2）鉄道（3）電力（4）ガス

（5）工事・施工（6）生産性向上（7）環境（8）社会

第5章 動き方改革・生産性向上に向けた取組について（優良事例集）

第6章 その他

（1）著しく短い工期と疑われる場合の対応

（2）建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応

（3）基準の見直し

・各業界団体の取組事例等を更新。

(参考4) 最低賃金の改定について

令和7年度 地域別最低賃金 全国一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	引上げ率【%】	発効日
北海道	1,075 (1,010)	65	6.4	令和7年10月4日
青森	1,029 (953)	76	8.0	令和7年11月21日
岩手	1,031 (952)	79	8.3	令和7年12月1日
宮城	1,038 (973)	65	6.7	令和7年10月4日
秋田	1,031 (951)	80	8.4	令和8年3月31日
山形	1,032 (955)	77	8.1	令和7年12月23日
福島	1,033 (955)	78	8.2	令和8年1月1日
茨城	1,074 (1,005)	69	6.9	令和7年10月12日
栃木	1,068 (1,004)	64	6.4	令和7年10月1日
群馬	1,063 (985)	78	7.9	令和8年3月1日
埼玉	1,141 (1,078)	63	5.8	令和7年11月1日
千葉	1,140 (1,076)	64	5.9	令和7年10月3日
東京	1,226 (1,163)	63	5.4	令和7年10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	5.4	令和7年10月4日
新潟	1,050 (985)	65	6.6	令和7年10月2日
富山	1,062 (998)	64	6.4	令和7年10月12日
石川	1,054 (984)	70	7.1	令和7年10月8日
福井	1,053 (984)	69	7.0	令和7年10月8日
山梨	1,052 (988)	64	6.5	令和7年12月1日
長野	1,061 (998)	63	6.3	令和7年10月3日
岐阜	1,065 (1,001)	64	6.4	令和7年10月18日
静岡	1,097 (1,034)	63	6.1	令和7年11月1日
愛知	1,140 (1,077)	63	5.8	令和7年10月18日
三重	1,087 (1,023)	64	6.3	令和7年11月21日
滋賀	1,080 (1,017)	63	6.2	令和7年10月5日
京都	1,122 (1,058)	64	6.0	令和7年11月21日
大阪	1,177 (1,114)	63	5.7	令和7年10月16日
兵庫	1,116 (1,052)	64	6.1	令和7年10月4日
奈良	1,051 (986)	65	6.6	令和7年11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	6.6	令和7年11月1日
鳥取	1,030 (957)	73	7.6	令和7年10月4日
島根	1,033 (962)	71	7.4	令和7年11月17日
岡山	1,047 (982)	65	6.6	令和7年12月1日
広島	1,085 (1,020)	65	6.4	令和7年11月1日
山口	1,043 (979)	64	6.5	令和7年10月16日
徳島	1,046 (980)	66	6.7	令和8年1月1日
香川	1,036 (970)	66	6.8	令和7年10月18日
愛媛	1,033 (956)	77	8.1	令和7年12月1日
高知	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
福岡	1,057 (992)	65	6.6	令和7年11月16日
佐賀	1,030 (956)	74	7.7	令和7年11月21日
長崎	1,031 (953)	78	8.2	令和7年12月1日
熊本	1,034 (952)	82	8.6	令和8年1月1日
大分	1,035 (954)	81	8.5	令和8年1月1日
宮崎	1,023 (952)	71	7.5	令和7年11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	7.7	令和7年11月1日
沖縄	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
全国加重平均	1,121 (1,055)	66	6.3	-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

労務費に関する基準 概要



- 「労務費に関する基準」(は、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目指すものである。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置
- (3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討

①経緯

②労務費に関する基準の位置づけ

第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

(1) 基本的な考え方

- ①適正な労務費の水準
- ②個別の請負契約に当てはめる際の留意点

(2) 職種分野別の基準値

①基準値の位置づけ

②基準値の定め方

③基準値の決定と改定の手続き

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

- (1) 実効性確保策の全体像
- (2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組
 - ①基本的な考え方
 - ②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理
 - ③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進
 - ④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化
 - ⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督
- (3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組
 - ①基本的な考え方
 - ②コミュニケーション制度を通じた適正な支払いの担保
 - ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供
 - ④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化
- (4) 公共工事における上乗せの取組

第4章 その他

- (1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの見積りに係る取扱い
- (2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応
- (3) 基準の見直し

第5章 結びに

(参考 6) 労働安全衛生法の改正（個人事業者等の安全衛生対策の推進）

事業主・労働災害防止団体の皆さん

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1)注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2)混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3)業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4)個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

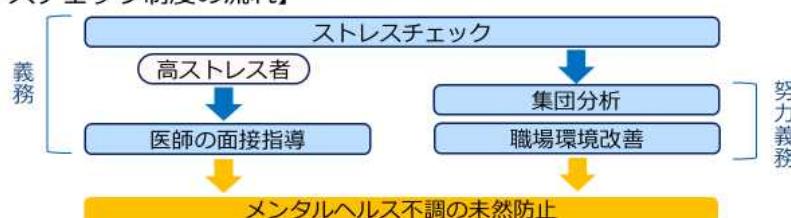
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

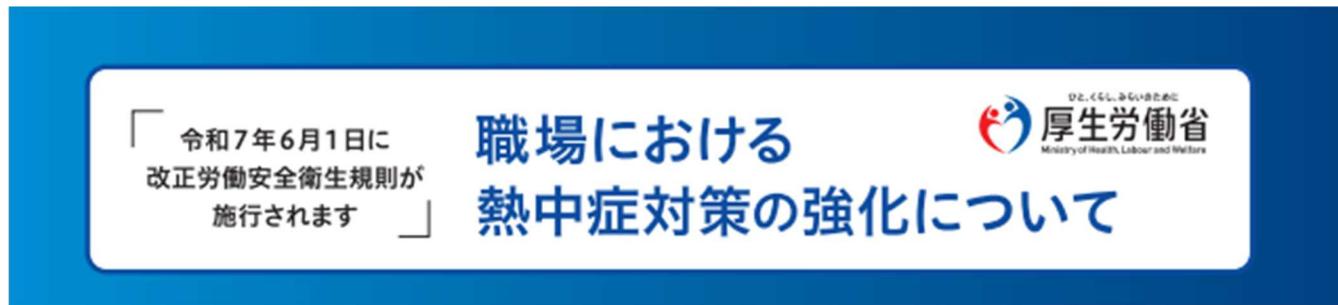
(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

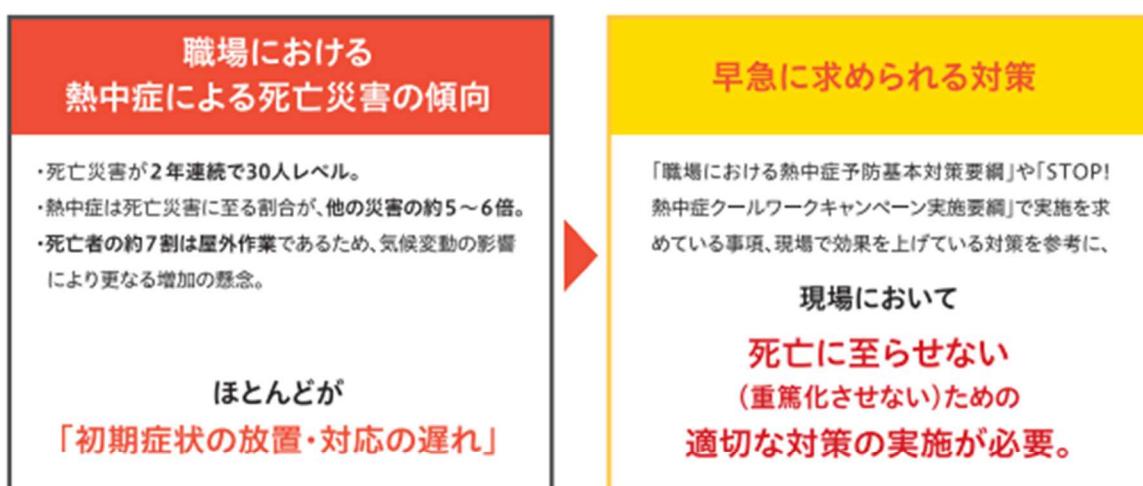
化学物質管理の流れの例



(参考 7) 労働安全衛生規則の改正 (熱中症の重篤化防止)



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について



基本的な考え方



1

「熱中症の自覚症状がある作業者」や
「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業者
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状
がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、
迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、
以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が
事業者に義務付けられます。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先
及び所在地等
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症
による重篤化を防止するために必要な措置の実施
手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係
作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

【概要】

- 建設業の扱い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑時間・期間中の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の外業を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・多様な働き方に向けた取組の効果や必要となる費用・取組の調査を目的とし、試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施

(1-4) 猛暑時間の施工回避(早朝・夜間施工)

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-3とセット)

- ・受注者が体制を見通せる工事等での試行

(1-6) 設計段階での精度向上

(1-7) 労働実態の把握

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、猛暑日に作業をする必要性の議論

2. 効率的な施工・苦渋作業の軽減・削減

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速
- ・個社毎の取組(定置式水平シブクレーン、バーチャルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、苦渋作業の軽減・削減に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 热中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

- (4-3) 好事例の横展開【新規】

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組の経緯



- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(平成29年6月閣議決定)に基づき、建設工事における安全衛生経費の適切な支払のための取組として、①確認表と、②標準見積書の作成・普及を推進。

平成28年12月

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 成立

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画 (閣議決定)

安全衛生経費については (中略) 適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう実効性のある施策を検討し、実施すること

平成30年～令和4年

建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会

安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG

取組① 「安全衛生対策項目の確認表 (参考ひな形)」及び「説明書」を公表 → 建設業者団体に作成・活用を依頼

令和5年8月

取組② 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を公表 → 建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼

令和6年3月

取組① 安全衛生対策項目の確認表

- 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- 見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を元請・下請間ににおいて確認

取組② 安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書

- 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- 下請企業が元請企業 (直近上位の注文者) に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示



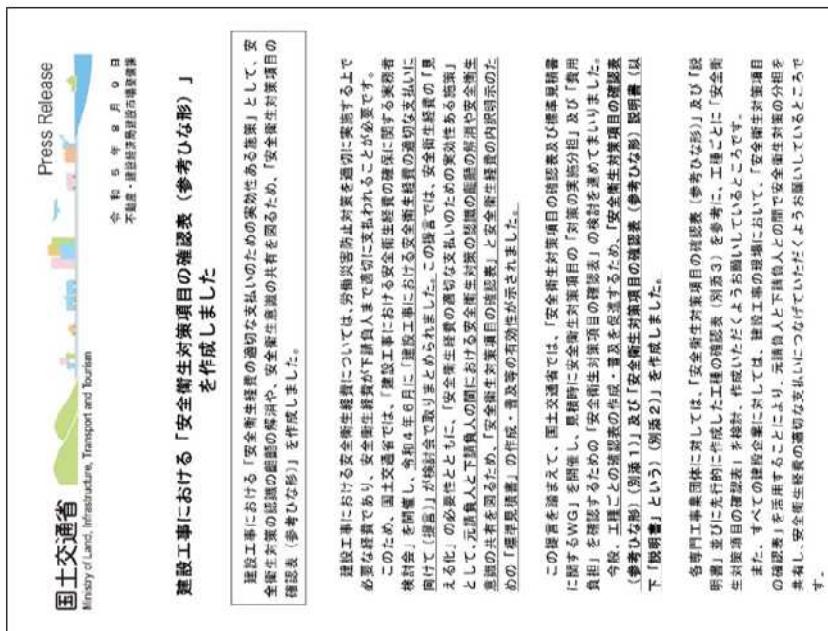
安全衛生経費の適切な支払い



① 安全衛生対策項目の確認表の作成・普及

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業団体に作成・活用を依頼。各専門工事団体に対し「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに「説明書」並びに「確認表」を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を作成したやすく依頼。※ 専門工事団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。すべての建設企業に対して、建設工事の現場において「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただきよう依頼。

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】



取組② 安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及 国土交通省

- 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を令和6年3月に作成し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- 各専門工事業団体に対し「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」及び先行的に作成した工種※の標準見積書を参考に、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成・検討・作成。
- すべての建設企業に対して、「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、建設工事の現場において、下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、安全衛生経費を見積書に内訳明示することにより、安全衛生経費の適切な支払いにつなげてくださいよう依頼。

【国土交通省において作成した作成手順】

安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順	
<p>1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書とは</p> <p>建設工事における労働災害防止が実施を適切に実施する上で、必要な安全衛生経費について、適切な内訳明示がなされ、下請負人、まことに確実に支払われる、見積時に安全衛生対策項目の「労働の実施区分」及び「費用負担」を明記するための「安全衛生経費」及び「安全衛生経費を内訳明示して明示した「標準見積書」の作成手順」及び「内訳明示した「標準見積書」」の作成手順」とは、下請負人が元請負人(直近上位の注文者)に対して提出する見積書を従来の料金としで明示したもので、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、安全衛生経費をしっかりと確保できるよううにしているためのもののです。</p> <p>なお、労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に對して、それがその立場に応じて、労働災害防止対策を講じることを義務づけられる原価」に含まれるもののです。</p>	
<p>2. 内訳明示する安全衛生経費の算出方法</p> <p>安全衛生経費は、その範囲が必ずしも明確ではないため、元下間の安全衛生経費に関する認識のズレが生じ、(いわばは下請までの適切な支払いに繋がっていない)ことが考えられます。</p> <p>このため、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることから、安全衛生経費を内訳するところも、できる限り明確にすることの必要があります。</p> <p>以下に、安全衛生経費の算出方法を示します。</p>	

【先行的に作成した工種の標準見積書(案)「左官工事」(令和6年3月時点)】

御 見 積 書	
○○建設株式会社	御中 令和 年 月 日
○○左官工業株式会社	○○東京都品川区二丁目4番6号
見積金額	￥○○○○
工事名	TEL ○○○○ FAX ○○○○
工 期	○○東京都品川区二丁目4番4号 令和 年 月 日 令和 年 月 日
担当者	TEL ○○○○ FAX ○○○○

国土交通省において作成した工種の標準見積書の内訳として以下の算出方法を例示

①個別工事現場(作業場)における安全衛生経費
②個別工事現場(作業場)における建設技能者に係る安全衛生経費
③社で支出する安全衛生経費